

行政文書不開示決定通知書

高原 正之 様

総務大臣 高市 早苗



令和元年 7 月 16 日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

毎月勤労統計調査に関し、2004 年当時、下記事項が、当時の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 7 条第 2 項の規定により、それを変更するには総務大臣の承認を得なければならないとされる同条第 1 項の承認を得た事項に該当することを確認できる文書。

具体的には、

- ① 毎月勤労統計調査に関し、2002 年以前に貴省（省庁再編前の前身組織を含む。以下同じ。）が受理した厚生労働省又は労働省からの旧統計法第 7 条（2002 年以前の旧統計法改正により同条が改正されていた場合は、同条に相当する改正前の条文を含む。）の規定に基づく申請文書であって、下記事項をその内容に含むもの及びその申請に対する承認文書
- ② 毎月勤労統計調査に関し、2002 年以前に貴省が受理した厚生労働省又は労働省からの旧統計法第 7 条の規定に基づく申請文書に下記事項をその内容に含むものがない場合であって、その承認に当たり、貴省が下記事項をその条件として付した承認文書又は承認文書の付帯文書（承認に当たっての覚書文書等）
- ③ 上記①及び②のいずれも不存在の場合、下記事項がそれを変更するには総務大臣の承認を得なければならないとされる同条第 1 項の承認を得た事項に該当するとの解釈の根拠となる 2004 年当時有効な行政文書（通達等）

記

毎月労働統計調査において、従業員規模 500 人以上の事業所については全数調査すること。

2 不開示とした理由

いずれの請求対象文書も作成又は取得しておらず、当該文書を保有していないため。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担当課等

総務省政策統括官（統計基準担当）付

経済統計担当統計審査官室

所在地：〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

TEL：03-5273-1146